

## 第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画改訂の趣旨
2. 計画改訂の基本方針
3. 計画改訂の背景
4. 計画の位置づけ
5. 計画の期間
6. 計画の対象範囲
7. 計画の対象地域
8. 第2次高砂市環境基本計画の評価





# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1. 計画改訂の趣旨

---

本市では、2017（平成29）年3月に「第2次高砂市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、美しく快適に暮らせるまち「生活環境」、水と緑の恵みに感謝し、人と自然が共生する「自然環境」、持続可能な脱炭素社会をつくる「地球環境」、学びを通じ、環境行動力を育む「環境学習」の4つを基本目標として施策を推進してきました。

2018（平成30）年4月に国の「第五次環境基本計画」が策定され、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用しながら、環境政策により、経済的、社会的な課題を同時に解決し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことや、「地域循環共生圏」の創造など、環境に対する新たな視点が示されました。

本計画の策定以降、特に「地球問題」については、国において2020（令和2）年10月に、2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルが宣言されました。本市においては、地域全体で脱炭素化社会の実現をめざすため、2021（令和3）年7月に、「2050年高砂市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。温室効果ガスについては、2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞により排出量が減少していますが、今後の世界経済の回復に当たっては、今までの社会に戻すのではなく、脱炭素社会などの持続可能な社会への転換をめざす「グリーン・リカバリー」を進めることが求められています。

また、生物多様性の保全や食品ロス問題、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題といった新たな課題について解決することが求められています。

このような現状や社会情勢の変化を踏まえ、本計画期間の中間年度である2021（令和3）年度に、中間見直しとして、これまでの5年間の運用状況を分析し、これからの5年間の計画内容の見直しを行い、改定版を作成しました。

なお、地球温暖化問題などについては、今後、大きな変化が予想されることから、必要があれば、計画期間内においても見直すこととします。

## 2. 計画改訂の基本方針

本計画策定以降の環境や社会情勢の変化、本市の特性と課題及び市民意見等を踏まえ、以下の基本方針のもとに見直しを行いました。

### 1 SDGs と国の第五次環境基本計画の考え方の反映

SDGs の考え方を取り入れることで、「経済・社会のグリーンイノベーション」や「持続可能な社会の実現」等、環境の視点から経済・社会に関連する施策を盛り込みます。

また、国の第五次環境基本計画では、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指しています。計画策定に当たっては、国の第五次環境基本計画の内容を踏まえ、本市の地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動の総合的な向上を目指す施策を検討しました。

### 2 市の環境特性を活かした地球温暖化対策の拡充・気候変動適応計画の内包

市域の温室効果ガス排出量においては、基礎データの収集結果を踏まえ、本市の環境特性を活かした緩和策を検討しました。

国の温室効果ガス排出量 2050 年実質ゼロ宣言を受け、国・県における関連計画の最新動向を踏まえつつ、本市の地域特性を踏まえた効果的な緩和策を検討しました。

「気候変動適応法」の施行を受けて、地方公共団体においては「地域気候変動適応計画」の策定が努力義務とされており、本市の自然的社会的特性を踏まえた適応策を検討しました。

### 3 計画の進捗状況を把握するための数値目標（環境指標）の設定

環境基本計画では、数値等の目標を「見える化」し、行政職員のみならず、市民や事業者に対しても分かりやすく、毎年度、点検・評価していける目標を設定しました。

国の数値目標を考慮しながら、積極的に計画への反映、計画の進行管理における達成状況や施策の進捗状況の「見える化」を進めました。

数値目標は社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直します。

### 4 関連法令等に基づいた政策の充実

「気候変動適応法」や「食品ロスの削減に関する法律」など新規制定や改正された法令、「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」、「エネルギー基本計画」など、国で新規策定または改定が行われた計画に基づき、施策の充実を図りました。

### 3. 計画改訂の背景

#### (1) 社会情勢の変化

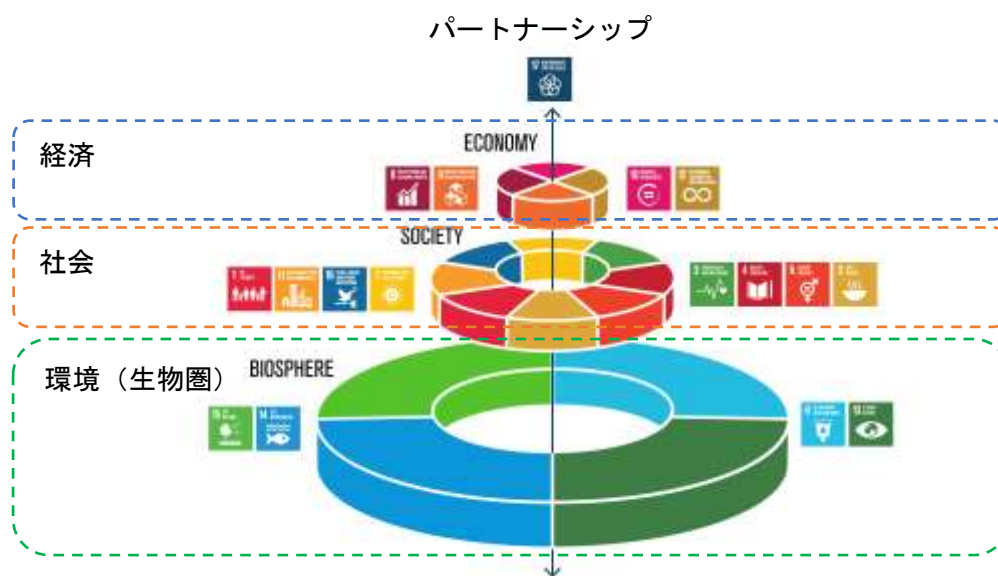
##### ①持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成 27）年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、発展途上国のみならず先進国を含むすべての国が 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年に取組む国際社会の共通の目標として 17 のゴールと 169 のターゲットが設定されました。

SDGs の 17 のゴール（目標）は相互に強く関連しています。ストックホルム・レジリエンス・センターの J.ロックストローム博士によって考案されたウェディングケーキモデルでは、SDGs のゴールは「環境（生物圏）」、「社会」、「経済」の 3 つの層で表されています。

「環境（生物圏）」に分類されるゴールが、他の目標の土台となっており、「環境（生物圏）」の上に「社会」が、さらにその上に「経済」が乗っています。これは「経済」の発展は、「社会」に、「社会」は「環境（生物圏）」に支えられて成り立っており、その中で、土台となっている「環境（生物圏）」は、すべてのゴールを包含している最も重要な階層として位置づけられていることを表しています。1 つのゴールだけの達成を目指すことは、他のゴールの達成を妨げる可能性があり、統合的なアプローチを用いることで環境、社会、経済の課題の同時解決を図る「マルチベネフィット」を目指すことが重要です。

さらに、「誰一人取り残さない」という理念のもと、あらゆる主体が参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進が掲げられています。



出典：Stockholm Resilience Centre, Stockholm University に加筆  
SDGs のウェディングケーキモデル

## SDGsの17の目標

	<p>1：貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>10：人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>2：飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>11：住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>3：すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>12：つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>4：質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>13：気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>5：ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>14：海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>6：安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>15：陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>16：平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>8：働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>		<p>17：パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>9：産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

出典：外務省ホームページ

## ②パリ協定の採択

2015（平成 27）年にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来の気候変動問題に関する新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

参加するすべての国が温室効果ガス排出量の削減目標を掲げるとともに、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑え、1.5℃に抑える努力を追求すること等によって、21 世紀後半には人為的な温室効果ガス排出量を実質的にゼロとする（排出量と吸収の均衡を達成する）目標が定められました。

パリ協定は、世界の温室効果ガス総排出量の 55%を占める 55 か国による締結という発効要件を満たし、採択から 1 年にも満たない 2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効しました。

### パリ協定の概要

目的	世界共通の <u>長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持</u> 。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、 <u>今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成</u> できるよう、排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って <u>急激に削減</u> 。
各国の目標	各国は、貢献（削減目標）を作成・提出・維持する。各国の貢献（削減目標）の目的を達成するための国内対策をとる。 <u>各国の貢献（削減目標）は、5 年ごとに提出・更新し、従来より前進を示す</u> 。
長期低排出発展戦略	<u>全ての国が長期低排出発展戦略</u> を策定・提出するよう努めるべき。（COP 決定で、2020 年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク（世界全体での棚卸ろし）	<u>5 年ごとに全体進捗を評価するため、協定の実施状況を定期的に検討</u> する。世界全体としての実施状況の検討結果は、各国が行動及び支援を更新する際の情報となる。

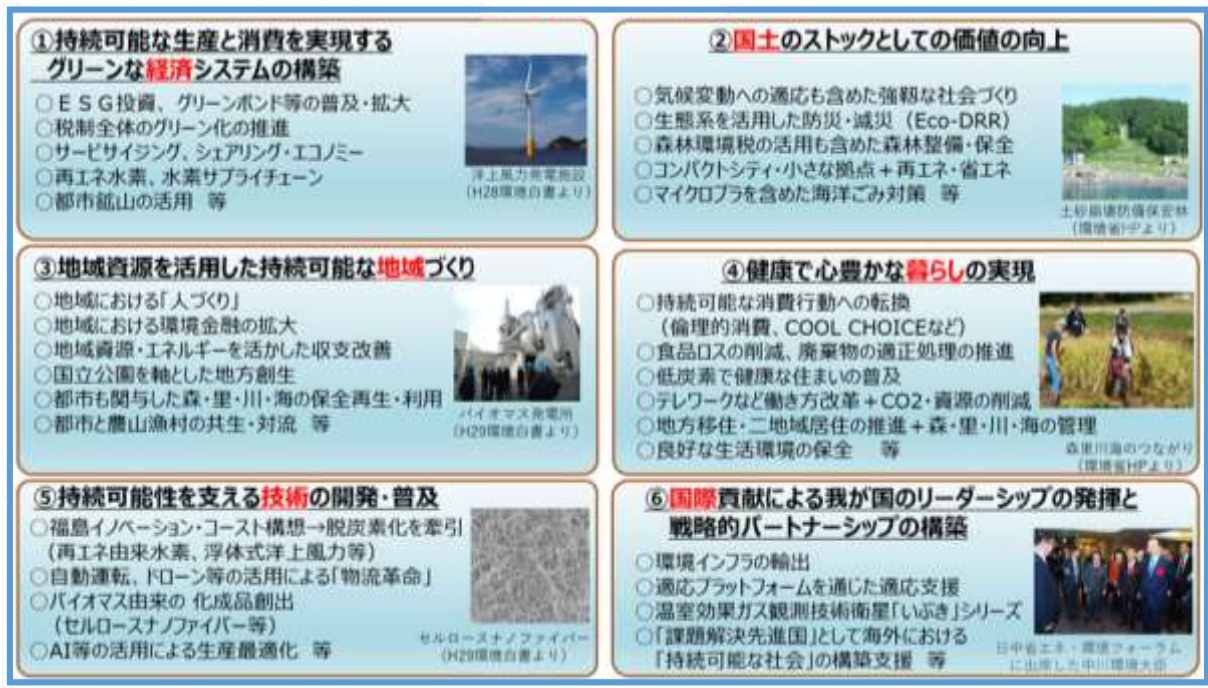
出典：平成 29 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

## (2) 国・県の環境の主な取組

### ① 国の主な取組

#### ✳ 第五次環境基本計画

2018（平成30）年に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、今後の環境政策の展開の基本的方向性としてSDGsの考え方を活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めるとしています。分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を進めることにより課題の同時解決をめざし、持続可能な地域循環共生圏を構築するとしています。



出典：環境省ホームページ

### 6つの重点戦略



出典：環境省ホームページ

### 地域循環共生圏



## ✿生物多様性の保全

---

1992（平成4）年に開催された「リオ地球サミット」において、「生物の多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」の3つを目的とした「生物多様性条約」が採択されました。

生物多様性を回復し、健全な状態で将来世代に引き継ぐため2010（平成22）年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（Conference of Parties 10、COP10）において「愛知目標」が採択されました。「愛知目標」は、2020（令和2）年を達成年とし、20の目標が掲げられていましたが、2020（令和2）年時点では、目標は達成されておらず、達成できた要素は全体の約1割と報告されています。

2020（令和2）年以降の国際目標については、2020（令和2）年に草案が公表され、その中で中・長期の目標案として、「2030・2050ゴール」が設定されています。それぞれ2030（令和12）年までに生態系の損失を実質ゼロにすること、淡水域、海域及び陸域の生態系の面積及び一体性に関し、2050（令和32）年までに20%以上向上させることとしています。

さらに、生物多様性の損失を食い止めるためには大胆な変革が必要であることから、「Transformative change（革命的な変化）」という方向性のもと、20の個別目標（2030行動目標）が設定されています。これらの目標はSDGsと関連しています。

国では、ポスト愛知目標に向かって、「SATOYAMA イニシアティブ」の更なる展開、グリーンインフラなど生態系を基盤とした気候変動対策や防災・減災対策（Eco-DRR）、経済活動における生物多様性への配慮、物流に伴って非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処などを重視していくこととしています。

## ✿瀬戸内海の再生に向けて（瀬戸内海環境保全特別措置法改正）

---

瀬戸内海環境保全特別措置法は、2015（平成27）年の改正により「きれいで豊かな海」という考え方が盛り込まれました。この際、課題となった、水質汚濁の原因物質である一方、生態系の存立基盤でもある窒素や磷といった栄養塩類と水産資源との関係性や、水環境保全との調和・両立の在り方に関する調査研究が5年にわたり進められてきました。この調査研究の成果も踏まえるとともに、国内外から注目を集める藻場・干潟の再生創出の後押しや海洋プラスチックごみ対策、気候変動による水温上昇等の視点も盛り込んで、2021（令和3）年6月に改正されました。

## ✿健全な水循環の形成

---

2014（平成26）年に、「水循環基本法」が定められ、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することが定められました。これを受け、2015（平成27）年には、「水循環基本計画」が閣議決定されました。また、2020（令和2）年6月には、新たな「水循環基本計画」が閣議決定され、流域の様々な主体が連携して水循環の回復に取り組む流域マネジメントや、気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応、健全な水循環に関する普及啓発を進めていくことが示されました。

## ✳気候変動・地球温暖化対策

---

### ◆第6次エネルギー基本計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減、さらに50%の高みを目指して挑戦を続けるあらたな削減目標（2021年4月表明）の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すことを重要なテーマとして策定されています。

同時に、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服が、もう一つの重要なテーマとされ、安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）に向けた取組を進めるとされています。

また、2030年におけるエネルギー需給の見通しが示され、再生可能エネルギー比率を36～38%に、原子力比率を20～22%にすることで、温室効果ガス排出量の46%削減が可能になるとしています。

### ◆改正地球温暖化対策推進法

2021（令和3）年6月に改正「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布されました。2020（令和2）年10月に宣言された2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けて、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等が定められました。

### ◆地球温暖化対策計画

2021（令和3）年10月に新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画で、2016（平成28）年5月に閣議決定した前回の計画が改訂されたものです。

日本は、2021（令和3）年4月に、2030（令和12）年度において、温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しており、改訂された地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標も踏まえて策定され、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策が記載されています。

### ◆気候変動適応策

国では、気候変動対策として、温室効果ガスの排出抑制対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を両輪として推進しています。2018（平成30）年には「気候変動適応計画」を閣議決定し、同年に「気候変動適応法」を施行しました。計画には、7つの基本戦略として、各分野の適応に関する取組が示されています。気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、影響に備えるための「適応」が必要とされています。

## ✳資源循環型社会の形成

---

### ◆第四次循環型社会形成推進基本計画

2018（平成 30）年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。第四次計画では、SDGs の考え方を活用し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的な向上を掲げたうえで、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策が示されています。

### ◆食品ロス対策

日本では、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスの削減は、SDGs のターゲットの 1 つとして取り上げられるなど、世界的に解決すべき課題です。こういった状況を踏まえ、2019（令和元）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020（令和 2）年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。

### ◆プラスチックごみ対策

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に注目されており、SDGs のターゲットの 1 つにも「2025 年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が掲げられています。

海洋プラスチックごみによる汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題であることから、国は、2019（令和元）年に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。2020（令和 2）年には、プラスチック製買物袋が全国で有料化となるなど、海洋プラスチックごみの発生抑制対策が展開されています。

また、プラスチック資源循環戦略を具体化するため、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」が 2021（令和 3）年にとりまとめられるとともに、同年 6 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、2022（令和 4）年 4 月 1 日から施行される予定となっています。この法律は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）によりサーキュラーエコノミーへの移行を促進するために措置を講じようとするものです。

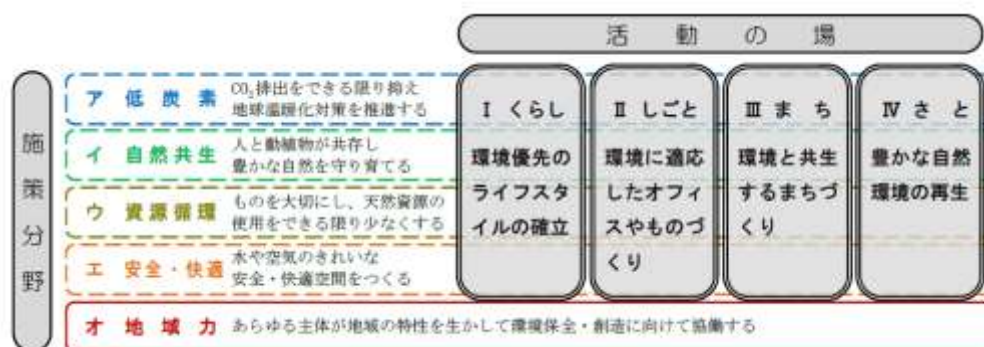
## ②兵庫県の主な取組

### ✳第5次兵庫県環境基本計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するとともに、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取組むべき施策を明らかにするために、「第5次兵庫県環境基本計画」を2019（平成31）年2月に策定しています。

この計画では、県民の活動の「場」として「くらし」「しごと」「まち」「さと」の4つの柱で施策を整理し、それぞれ目指すべき将来像を描いた上で、「低炭素」「自然共生」「資源循環」「安全・快適」といった政策分野の対策を進めることとしています。

また、環境課題への全県的な対策と併せ、各主体が協働し地域特性を活かして取組む「地域力」を環境づくりの基盤として位置づけ、環境保全・創造の取組を総合的に推進することとしています。



出典：第5次兵庫県環境基本計画

### 第5次兵庫県環境基本計画における施策分野と活動の場

### ✳生物多様性ひょうご戦略

兵庫県では、県内の生物多様性の保全と持続可能な利用を確かなものとするため、2030（令和12）年頃を展望しつつ、概ね10年間を対象期間に「生物多様性ひょうご戦略」を2009（平成21）年3月に策定されました。

その後、生物多様性条約第10回締約国会議（Conference of Parties 10、COP10）の成果や「生物多様性国家戦略2012-2020」の策定など、生物多様性をめぐる動向、社会情勢の変化を受け2014（平成26）年3月に戦略を改定し、さらに、気候変動への適応やヒアリをはじめとする侵略的な外来生物の防除など、顕在化する課題に対して適切に対応するため、2019（平成31）年2月に「生物多様性ひょうご戦略」が改定されました。

戦略では、5つの行動計画が定められ、顕在化する課題の解決に向けた対策に重点的に取組んでいくとされています。また、行動計画の推進に当たっては、愛知目標やSDGsの考え方も活用し、目標とする将来像の実現を目指すとしています。

## ✿瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

---

2015（平成 27）年の瀬戸内海環境保全特別措置法改正において新たに設けられた基本理念に基づき、兵庫県の区域において、瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生するため実施すべき施策について定めた「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」が 2016（平成 28）年 10 月、新たに策定されました。

計画では、従来の「水質の保全」や「自然景観の保全」に加え、「沿岸域環境の保全・再生・創出」、「水質の管理」、「文化的景観の保全」、「水産資源の時局的な利用の確保」などに取組むこととしています。

## ✿兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～

---

兵庫県では、国の温室効果ガス削減目標を上回る目標（2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26.5%削減）を定めた「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を 2017（平成 29）年 3 月に策定し、県内の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入に取り組んできましたが、地域から脱炭素社会の実現を先導していくため、2020（令和 2）年 9 月に、長期的な将来像として、国に先立ち、「2050 年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す。」と表明するとともに、その実現に向け 2021（令和 3）年 3 月に計画を改定し、第 4 次計画で定めた 2030（令和 12）年度の削減目標を強化しました。さらに、温室効果ガスの削減及びレジリエンスの向上や地域資源の有効活用のため、第 4 次計画で定めた 2030（令和 12）年度の再生可能エネルギー導入目標も強化しています。また、2018（平成 30）年 6 月に「気候変動適応法」が公布（同年 12 月 1 日に施行）されたのを受け、改定する推進計画に適応策を盛り込み、緩和策（温室効果ガス排出削減対策）を基本としながら適応策も一体的に推進されています。

なお、国の削減目標引き上げに伴い、再度目標値の見直し等が進められています。

### 兵庫県地球温暖化対策推進計画における施策展開の 6 つの方針

- 方針 1 低炭素から脱炭素に向けた温室効果ガス排出削減
- 方針 2 再生可能エネルギーの導入拡大
- 方針 3 地域循環共生圏の創出
- 方針 4 暮らしの中での省エネや資源循環
- 方針 5 豊かな森づくりなど森林等の保全と創造
- 方針 6 人材育成とグリーンイノベーションへの支援

## ＊ひょうごフードドライブ運動

---

家庭で余っている食品をごみにせず、それを必要とする福祉団体等にスーパー等を通じて寄附する「フードドライブ」は、食品ロス削減を図る一つ的手段となり、県民一人一人が取り組むことができる活動です。

県では、このフードドライブの活動を、「ひょうごフードドライブ推進ネットワーク」（関係団体、スーパー、市町、県等で構成）が中心となって、「ひょうごフードドライブ運動」として全県展開を図っています。

## ＊プラスチックごみゼロアクション推進宣言

---

兵庫県では、プラスチックごみの削減を目的に、レジ袋削減運動の強化やペットボトル分別促進など、リデュース、リサイクルはもとより、不法投棄防止やバイオプラスチックの利用促進、海洋プラスチックごみ対策などを進める「プラスチックごみゼロアクション」を展開しています。

本アクションの趣旨に賛同し、県内でプラスチックごみを減らす取組を行い、「プラスチックごみゼロアクション推進宣言」（愛称：プラごみゼロ宣言）をした事業者に対し、兵庫県のホームページで取組を紹介するとともに、環境省の「プラスチック・スマートキャンペーン」ホームページにも登録しています。

## ＊ひょうご水ビジョン

---

兵庫県の水が県土の自然、県民の生活、地域の文化を育みながら美しく循環するための総合的な指針として「ひょうご水ビジョン」が2004（平成16）年5月に策定され、水源保全にも寄与する「新ひょうごの森づくり」や水質保全のための「生活排水99%大作戦」、流域全体で防災減災を進める「総合治水対策」など、行政はもとより県民も主体となった様々な政策が進められてきました。2016（平成28）年3月には、これまでの取組を踏まえ、今後の水需給の見通しや新たな課題への対応方針を加味した新たな「ひょうご水ビジョン」が策定されました。

## 4. 計画の位置づけ

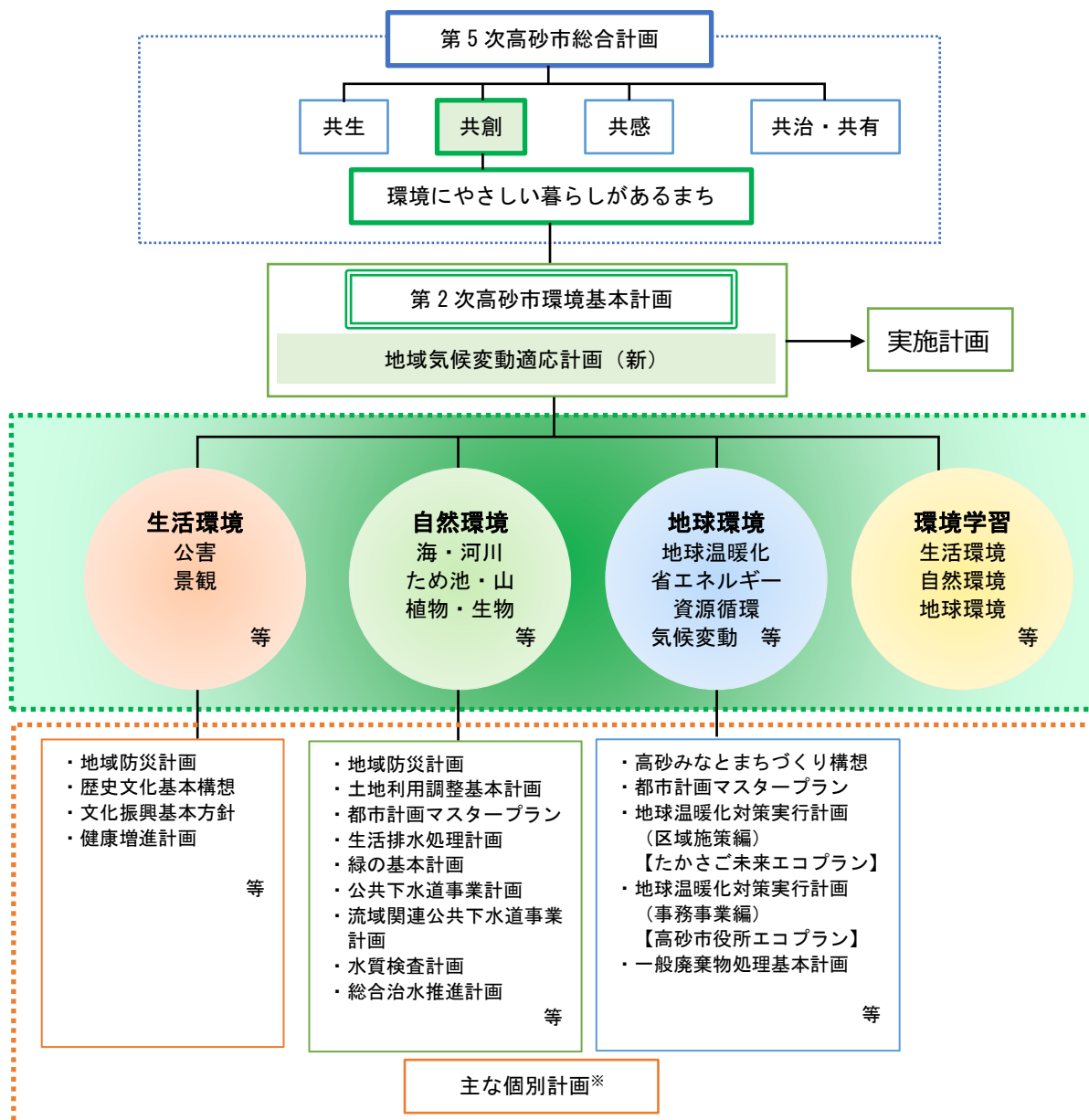
### (1) 高砂市環境保全条例に基づく環境の保全及び創造に関する基本的な計画

本計画は、高砂市環境保全条例（平成 11 年）の第 7 条の規定に基づき定める計画です。

### (2) 第 5 次高砂市総合計画と環境に関する施策推進の指針となる計画

本計画は、第 5 次高砂市総合計画（以下「総合計画」といいます。）を実現するため、環境に関する基本的な取組を定める計画です。

本市の他の個別計画や他の部局における施策等の環境に関する取組について、連携を図ります。



※いずれも高砂市総合計画を上位計画とする関連計画

### 第 2 次高砂市環境基本計画の位置づけ

## 5. 計画の期間

本計画の期間は、2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度までの 10 年間とします。

なお、国や県の環境施策の動向や社会状況の変化等を踏まえ、5 年後である 2021（令和 3）年度に見直しを行いました。

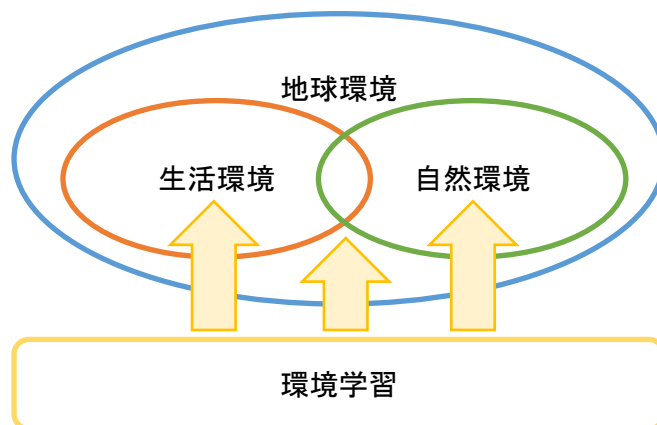
2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
第 2 次高砂市環境基本計画 計画期間									

▲  
中間見直し  
計画の期間

## 6. 計画の対象範囲

本計画は、総合計画の基本目標「自然と調和した環境共生都市」に基づく施策である「快適な生活の充実」、「環境保全による共生と循環」の施策分野を踏まえ、市民生活にとって身近な「生活環境（典型 7 公害、まちの景観）」と、国や県の現行の環境基本計画において特に取り上げられている「自然環境」及び「地球環境（地球温暖化対策）」を対象とします。

また、これらの環境の要素には明確な境界線がないこと、それぞれが関連し影響しあっていること、また本計画が特に将来に配慮した計画であることを踏まえ、環境意識の全体的な向上のために「環境学習」を加え、4 つの要素を本計画の対象範囲とします。



本計画で取組を推進する環境の範囲



## 7. 計画の対象地域

### (1) 対象地域

本計画の対象地域は、高砂市全域とします。

### (2) 地域概況

#### ①地形

本市は兵庫県の中南部、播磨平野のほぼ中央部に位置します。南は瀬戸内海播磨灘に面しており、東に県下最大の流域面積を持つ加古川が流れています。

市域はおおむね平坦ですが、北西部には高御位山、日笠山を中心とする丘陵、中央部には竜山丘陵があり、その裾野付近には溜池が点在しています。

また、平野部の地質は、泥・シルト・砂・礫等からなる沖積層からなっています。



高砂市全体図

## ②海

本市の南は瀬戸内海播磨灘に面しています。

1955（昭和 30）年の工場誘致条例施行後、昭和 30 年代に進んだ海岸の埋立てによる工業用地の造成、港湾の整備等により、自然海岸はなくなり、海辺に近づくことが困難になりました。1973（昭和 48）年に住民団体による入浜権運動が起こり、1975（昭和 50）年には入浜権宣言が行われました。

1982（昭和 57）年、高砂町向島町に「高砂海浜公園」が完成し、再び海辺に近づくことができるようになりました。また、公園の中に人工の砂浜ができ、海に触れ、親しむことができるようになりました。この公園の白い砂浜と松林からなる美しい景観は、「白砂青松 100 選」として農林水産省林野庁により紹介されています。

隣接する事業者による借地協力により、2006（平成 18）年には荒井町新浜に「あらい浜風公園」が、2016（平成 28）年には高砂町沖浜町に「高砂みなとの丘公園」が整備され、海辺で憩うことができるような公園が増えました。

## ③河川

本市には、法華山谷川、鹿島川、松村川、天川、西浜川が、東部の境界を加古川が流れています。

特に加古川は、変化に富む雄大な河川景観をなし、中洲の植物や野鳥等が一体となった水辺景観が広がっています。

加古川河口には、県下有数の大規模な干潟とヨシ群落を中心とする塩性湿地が広がり、塩生植物の希少種が生育しています。また、県下の絶滅危惧種、希少種、固有種が生息しており、2001（平成 13）年に環境省の「重要湿地（500 箇所）」の一つに選定され、兵庫県の「兵庫県版レッドリスト」にも掲載されています。

## ④ため池

兵庫県は全国一ため池の多い県であり、さらに播磨地域ではため池の数、規模については県内一といえます。本市にも多く点在しており、総貯水量 10,000m<sup>3</sup> 以上のため池が 11 箇所あります。

本市を含めた東播磨地域に広がるため池群は、湿地性の植物や昆虫等多様な動植物が生育・生息することから、2015（平成 27）年に環境省の「生物多様性保全上の重要な里地里山（500 箇所）」の一つに選定されました（いなみ野ため池ミュージアム）。

そのうち、阿弥陀町の市ノ池等のオニバス群落は、その植物群落の希少性から兵庫県の「兵庫県版レッドリスト」に掲載されています。

## ⑤山

本市の北部には高御位山（299.8m）を最高峰とする丘陵地南斜面が半円弧状に広がり、西部には日笠山（62.4m）を含む丘陵地があるほか、東部には生石地区の竜山（92.4m）に代表される孤立的な台地、丘陵地があります。

本市の丘陵地は、溶結凝灰岩からなり、その地質の特性から高御位山と竜山は、兵庫県の「兵庫県版レッドリスト」に掲載されています。

また、日笠山には兵庫県花であり、また県のレッドデータブックでCランクの種に選定されているノジギクが群生しています。

## ⑥動植物

兵庫県では、貴重な野生生物や地形・地質、自然景観、生態系の保全を目的として、各分野のレッドデータブックを作成し、最新の情報に基づいて順次改定を進めています。

本市内で記録のある動植物種のうち、最新のレッドリスト及びレッドデータブックに掲載されている種数は、全体で植物が30種、植物群落が2箇所、動物が154種となっています。

### 兵庫県版レッドリスト・レッドデータブック掲載種数

#### 【植物】

(単位：種)

区分	維管束植物			蘚苔類		藻類		菌類	合計
	シダ植物	種子植物		苔類	蘚類	淡水藻類	海藻類		
		裸子植物	被子植物						
高砂市	1	0	24	0	0	3	2	0	30
兵庫県	98	2	709	50	92	33	14	44	1,042

#### 【植物群落】

(単位：箇所)

区分	植物群落		合計
	単一群落	群落複合	
高砂市	2	0	2
兵庫県	524	26	550

#### 【動物】

(単位：種)

区分	哺乳類	爬虫類	両生類	魚類	クモ類	昆虫類	鳥類	貝類	その他 無脊椎 動物	合計
高砂市	0	1	3	16	0	26	49	25	34	154
兵庫県	18	9	16	56	41	292	153	153	65	803

注) 本市の種数等は、各分野における兵庫県版レッドリストの最新版に記載された各種ごとの分布情報から、本市域で確認されていることが記載されている種について抽出し、計数した。

資料：兵庫県版レッドリスト2017（昆虫類）、兵庫県版レッドリスト2013（鳥類）、兵庫県版レッドリスト2014（貝類・その他無脊椎動物）、兵庫県版レッドリスト2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）、兵庫県版レッドデータブック2020（植物・植物群落）

## ⑦気象

気象は、典型的な瀬戸内海型に属し、温暖で雨が少なく安定しています。

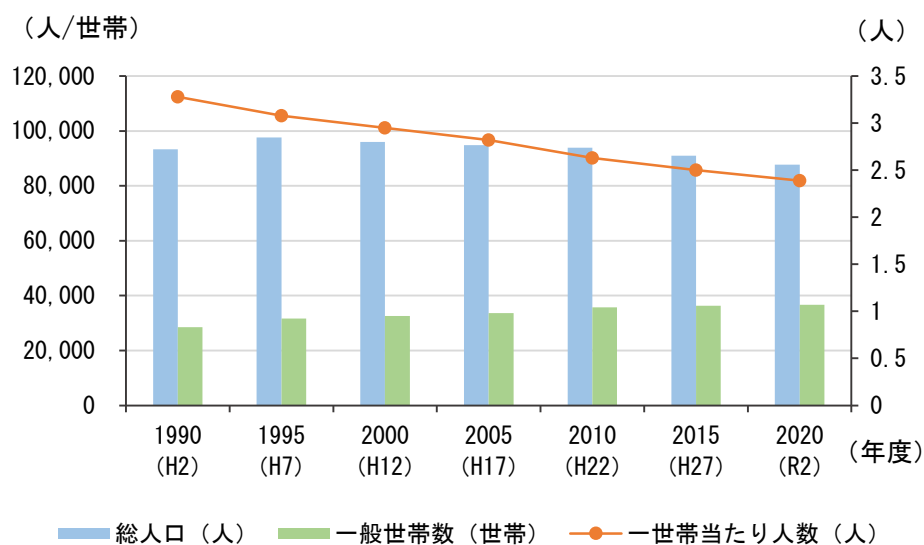
本市近郊で気象を常時観測している姫路特別地域気象観測所において観測された、1991（平成3）年から2020（令和2）年までの30年間の平均気温は15.6℃（東京：15.8℃、名古屋：16.2℃、福岡：17.3℃）、年間降水量は平均1,255mm（東京：1,598mm、名古屋：1,579mm、福岡：1,687mm）、日照時間は、2,034時間（東京：1,927時間、名古屋：2,141時間、福岡：1,889時間）でした。

## （3）社会的状況

### ①人口

本市の人口は、2020（令和2）年10月1日現在87,758人で、年々減少傾向にあります。

一方、世帯数は、2020（令和2）年10月1日現在36,715世帯で、年々増加傾向にあります。そのため、1世帯当たりの人数は2020（令和2）年10月1日現在2.39人で、年々減少しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

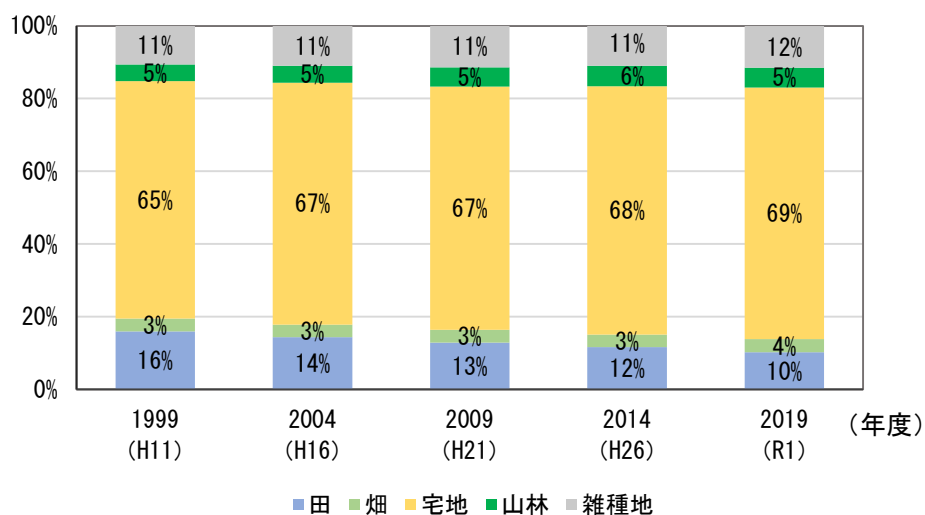
総人口と世帯数の推移

## ②土地利用

本市の総面積は 34.38km<sup>2</sup> で、市の約 4 割が山林や農地等の市街地を抑制する市街化調整区域で、約 6 割が計画的に市街化を整備する市街化区域です。

また、市街化区域のうち、約 6 割が住宅系の用途地域で、約 4 割が工業系の用途地域となっています。

市域の課税対象となっている土地の利用状況からみると、宅地が約 7 割を占めており、年々宅地が増加する一方で、田・畑は減少傾向にあります。



資料：高砂市統計書

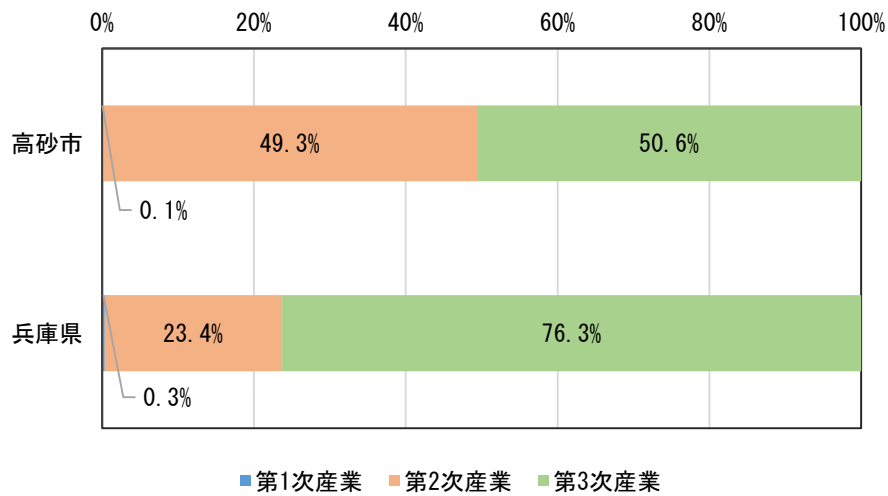
有租地の面積割合の推移

### ③産業

本市の産業別従業者数は、「平成 28 年度経済センサス活動調査」によると、第 1 次産業は 30 人 (0.1%)、第 2 次産業は 22,791 人 (49.3%)、第 3 次産業は 23,376 人 (50.6%) となっています。

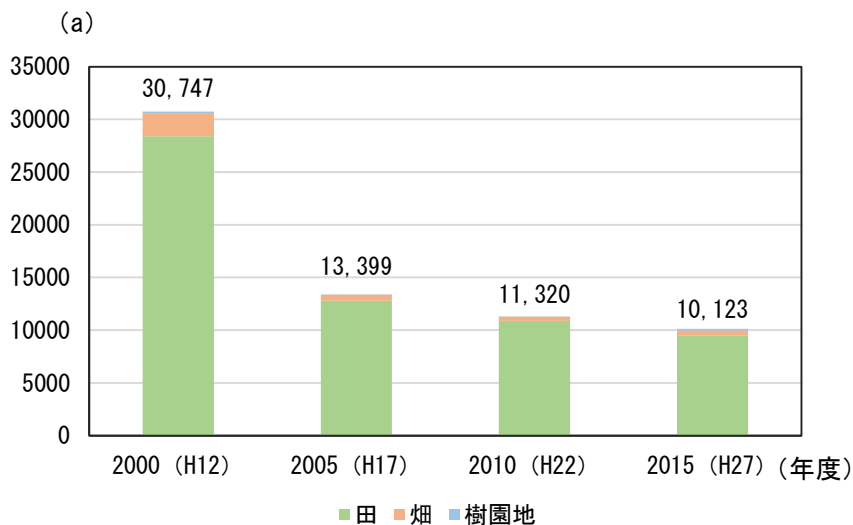
最も従業者数の割合が高いのは兵庫県と同様に第 3 次産業ですが、兵庫県に比べ第 2 次産業の占める割合が高くなっています。

また、第 1 次産業の農業就労者数、漁業就労者数は年々減少傾向にあります。農林業センサスによると、経営耕地面積は減少しており、2000 (平成 12) 年には 30,747a ですが、2015 (平成 27) 年には 10,123a に縮小しています。



資料：高砂市統計書、兵庫県統計書

産業大分類別従業者割合



資料：高砂市統計書

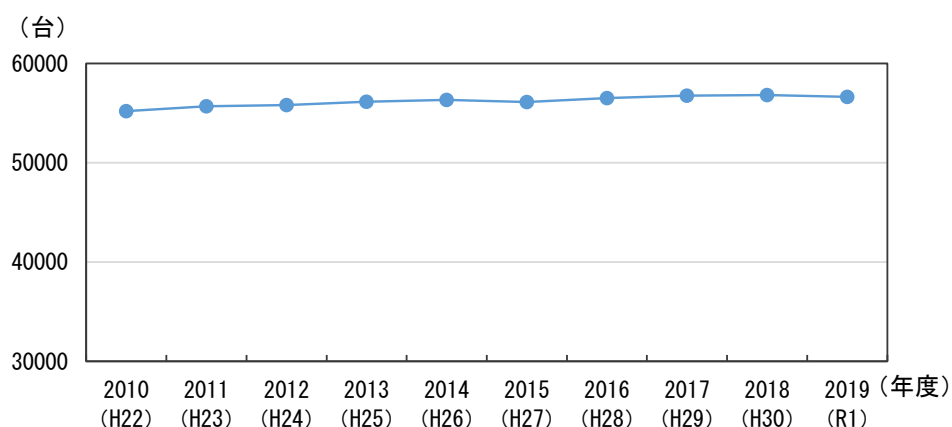
経営耕地面積の推移

#### ④交通

本市の幹線道路は、国道 2 号及び国道 250 号等の東西の幹線道路を中心に交通網が形成されています。

本市の自動車保有台数は、2019（令和元）年度は 56,648 台であり、毎年微増の傾向にあります。

また、本市を走る鉄道は、JR 山陽本線、山陽新幹線、山陽電気鉄道があります。JR 山陽本線は、曾根、宝殿の 2 駅が、山陽電気鉄道は高砂、荒井、伊保、山陽曾根の 4 駅が設置されています。



資料：高砂市統計書

#### 自動車保有台数の推移

#### ⑤公園・緑地・保存樹

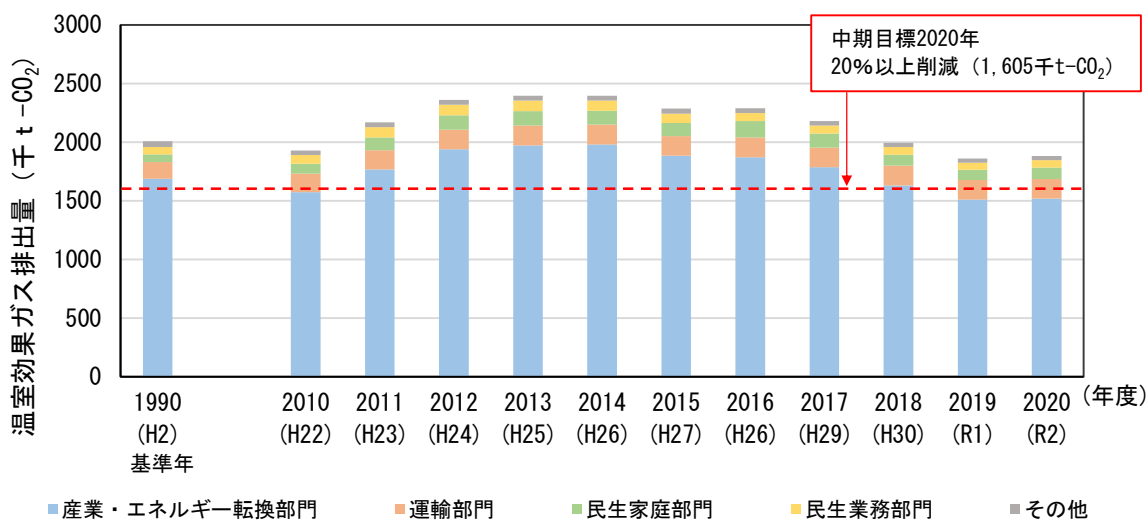
本市の市民 1 人当たりの都市公園等の面積は、2015（平成 27）年度において 15.48m<sup>2</sup>、市街化区域における緑に覆われた土地の割合は 20.8%、市街化調整区域においては 66.1% となっています。

また、市民に親しまれ、もしくは由緒がある樹木又は美観を呈する樹木のうち、特に優れたものを保存樹として指定しており、2015（平成 27）年度は 19 本を指定していましたが、2020（令和 2）年度現在 17 本を指定しています。

## ⑥温室効果ガス

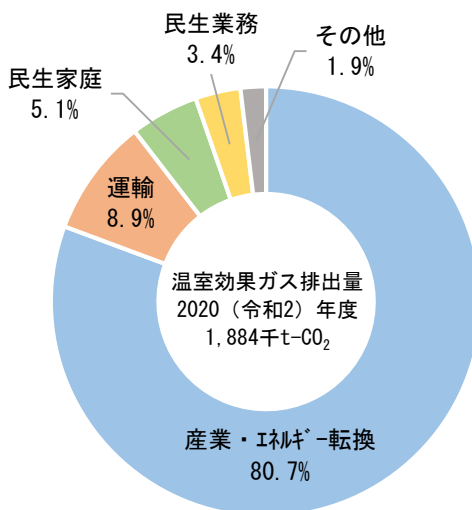
本市の温室効果ガスの排出量は、近年、緩やかな減少傾向にあり、1990（平成2）年度の排出量 2,007 千 t-CO<sub>2</sub> に対し、2020（令和2）年度の排出量は、6.1%削減の 1,884 千 t-CO<sub>2</sub> でした。

温室効果ガス排出量の部門別構成比は、産業・エネルギー転換部門の割合が全国では4割のところ、本市では8割と非常に高い割合であることが特徴的です。



資料：高砂市環境政策課

### 温室効果ガス排出量の推移



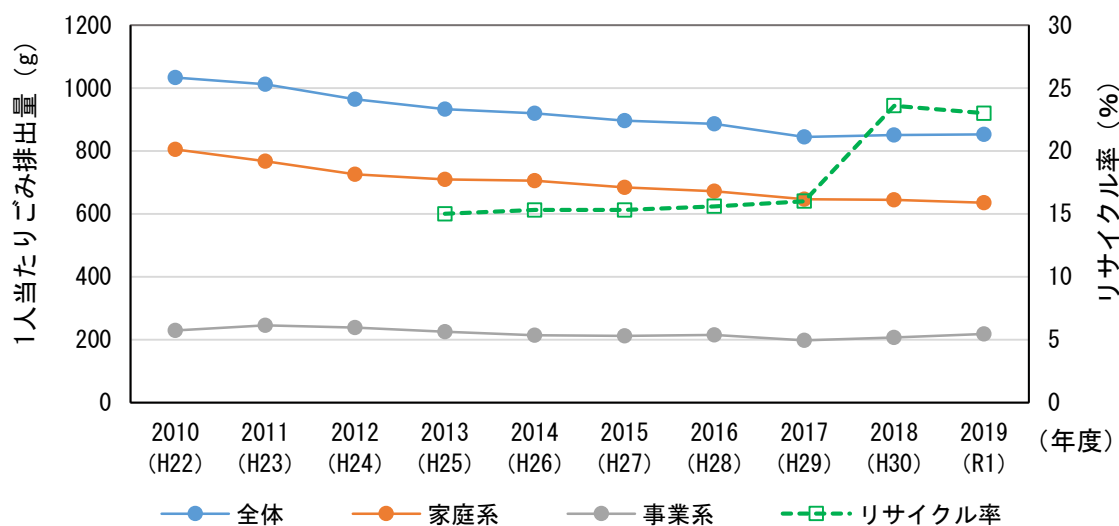
資料：高砂市環境政策課  
部門別温室効果ガス排出量 (2020 (令和2) 年度)



## ⑦一般廃棄物

本市で発生する廃棄物のうち、本市で処理を行う一般廃棄物である家庭系ごみと事業系ごみを、ごみ排出量として把握しています。

ごみ排出量は、年々減少傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量は、2010（平成22）年度には1,034gでしたが、2019（令和元）年度には853gに減少しています。



注) 2018 (H30) 年度は、焼却灰のセメント原料へのリサイクル及び剪定枝のリサイクル化により、リサイクル率が大きく向上している。

資料：高砂市美化センター計画管理課

### ごみ排出量の推移

## 8. 第2次高砂市環境基本計画の評価

### (1) 第2次高砂市環境基本計画策定後の他の計画策定の状況

本市においては、本市の将来像を示した総合計画を上位計画とする個別計画を策定し、施策を実施する行政運営を行っています。

環境保全条例に基づく環境基本計画も、この個別計画として位置づけています。

本計画で対象とした分野のうち、本計画策定以降、総合計画を上位計画とする個別計画を策定したものは以下のとおりです。

いずれの計画も進捗管理を行っており、定期的に改訂を実施しています。

年度	個別計画名称	内容・目的	分野
昭和26年 (随時更新)	公共下水道事業計画	公共下水道の整備に関する計画	下水
昭和44年 (毎年更新)	地域防災計画	風水害、地震に対する対策計画	防災
昭和63年 (随時更新)	流域関連公共下水道事業計画	流域関連公共下水道の整備に関する計画	下水
平成16年 (毎年更新)	水質検査計画	水道水の安全性に関する計画	上水
平成17年	高砂みなとまちづくり構想	臨海部分のまちづくり計画	海辺
平成18年	土地利用調整基本計画	市街化調整区域内の土地利用計画	土地利用
平成23年	都市計画マスタープラン	土地利用を含めた都市計画	土地利用
平成23年	歴史文化基本構想	歴史文化のまちづくりを目指す計画	歴史
平成23年	地球温暖化対策実行計画	温室効果ガス排出量の削減	温暖化対策
平成26年	健康増進計画	健康に安心して暮らせるための計画	健康
平成27年	一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物の処理に関する計画	温暖化対策
平成27年	生活排水処理計画	公共水域の水質保全	水質
平成28年	緑の基本計画	「緑」に関する計画	市街地の緑、 自然
平成29年	文化振興基本方針	文化振興によるまちづくりの考え方	文化
平成29年	地域福祉計画	福祉のまちづくりを目指す計画	福祉
令和2年	総合治水推進計画	防災計画のうちの治水計画	防災

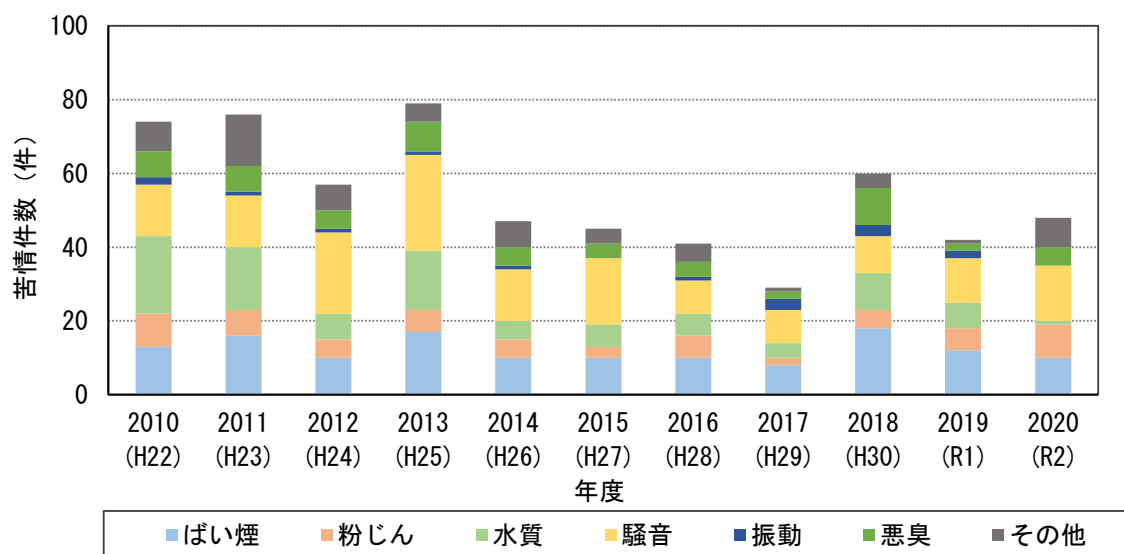
## (2) 第2次計画の評価と課題

### 1 美しく、快適に暮らせるまちにします【生活環境】

#### ①これまでの主な取組

##### ✳️地域環境の保全のために

- ・公害苦情件数は、ばい煙、騒音に関する苦情が経年的に多い傾向にあり、多様化する発生源への適切な対応が求められます。

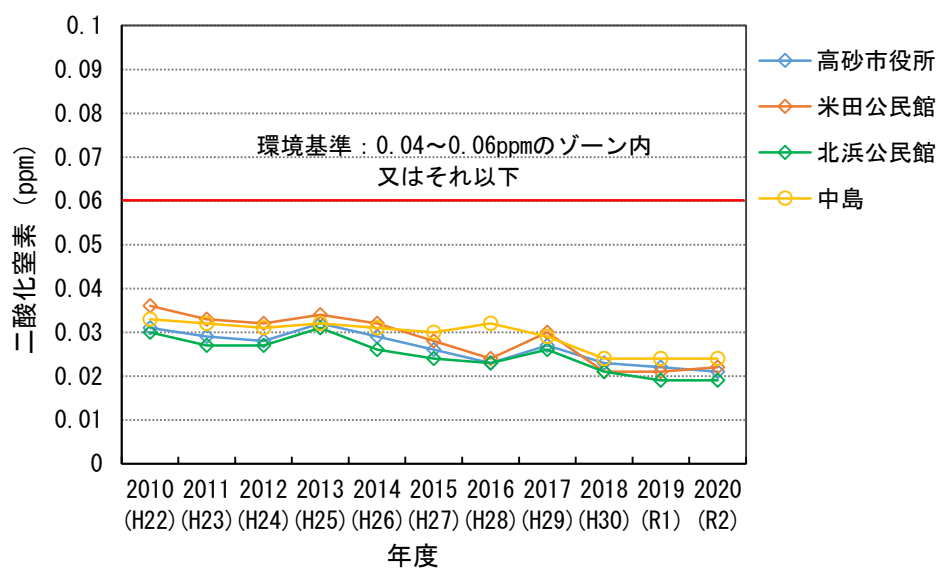


資料：高砂市の環境

公害苦情件数の推移

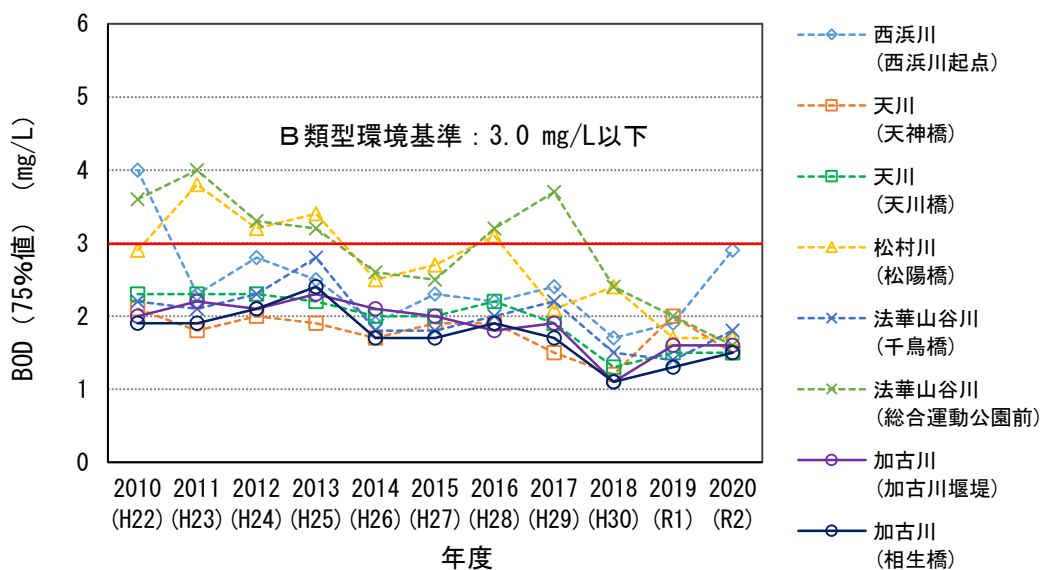
##### ✳️環境の監視と情報発信

- ・大気の状態は全般に良好であり、各汚染物質の経年変化は近年横ばいで推移しています。
- ・局所的には移動発生源の影響が見られることから、幹線道路沿線の大気汚染の監視が重要な課題となっています。
- ・高砂市役所局における光化学オキシダントは毎年、環境基準を超過しています。光化学オキシダントの発生は、気象の影響や越境汚染の可能性もありますが、工場や自動車からの排出ガス対策に引き続き取り組むことが求められます。
- ・市内を流れる各河川の水質は、市内全域の下水道整備が進んだことから、良化もしくは横ばい傾向にあります。加古川は環境基準のB類型に指定されており、代表的な水質の指標であるBODは基準値以下でした。法華山谷川、松村川については、生活系排水の影響を受け、やや高い値を示しています。
- ・騒音については、一般地域は全地点で環境基準を満たしていますが、道路に面する地域では基準を満たしていない地点があります。
- ・新幹線騒音は、全地点において暫定基準の75dB以下でしたが、環境基準の70dBを超えている地点があり、JR西日本に公害対策について申し入れをしています。



※高砂市役所、米田公民館、北浜公民館は一般環境大気測定局、中島は自動車排出ガス測定局。  
資料：高砂市の環境

二酸化窒素濃度（日平均値の年間 98%値）



※加古川（加古川堰堤、相生橋）はB類型の水域類型に指定されている。  
資料：高砂市の環境

BOD（日平均値の年間 75%値）

### ✿景観のよいまち・ごみが落ちていないまち

- ・市では、空き地・空き家の適正管理指導、犬のふんの持ち帰り啓発活動（イエローカード作戦）、市民活動として一斉清掃を行う自治会等への支援、市民ボランティアによる環境美化活動を支援するアダプトプログラムの推進などに取組んでいます。

## ②指標の達成状況

地域清掃活動支援団体数は、自治会やPTAによる実施団体数が減少しています。引き続き、清掃活動への支援を行うとともに、活動を促進する啓発手段の検討を行う必要があります。

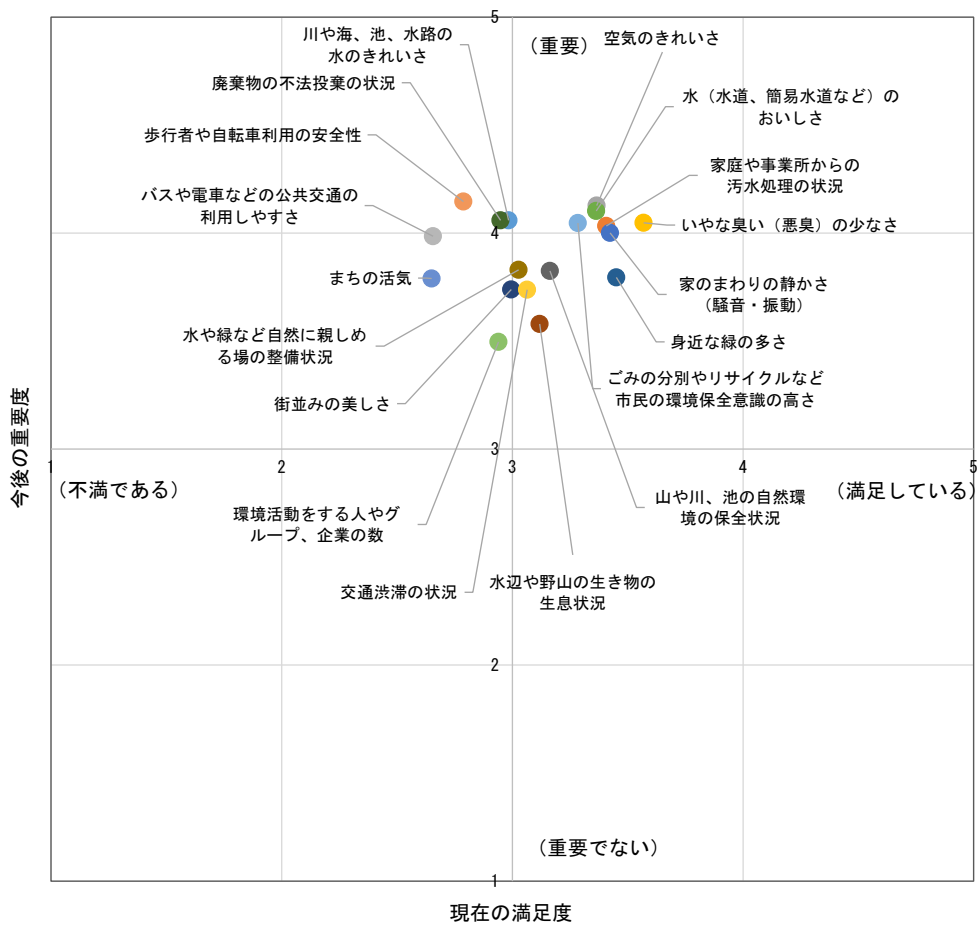
環境指標	計画策定時 2015(H27)	望ましい 方向性	進捗状況					評価
			2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	
工場・事業場立入における規制基準適合率	97.3%	↑	98.6	97.1	97	98.5	98.4	○
大気環境基準適合項目 (NO <sub>2</sub> 、SPM、PM2.5、オキシダント、CO)	3項目/5項目	↑	4	4	4	4	4	○
水質環境基準適合率 河川BOD	72.2%	↑	72.2	88.9	88.9	88.9	91.7	○
水質環境基準適合率 海域COD	91.6%	↑	91.6	100	100	95.2	81.8	×
道路騒音環境基準適合率	98.3%	↑	98.3	98.5	98.5	100	100	○
新幹線騒音環境基準適合地点	1地点/4地点	↑	1	1	1	2	2	○
新幹線振動指針値適合地点	4地点/4地点	→	4	4	4	4	4	○
都市環境騒音環境基準適合地点	16地点/16地点	→	14	13	16	16	16	○
地域清掃活動支援団体数	92団体	↑	104	94	81	89	81	×
地域清掃活動参加のべ人数	34,756人	↑	37,681	33,235	38,559	45,066	35,682	○

【評価】○：目標を達成できている  
×：目標を達成できていない

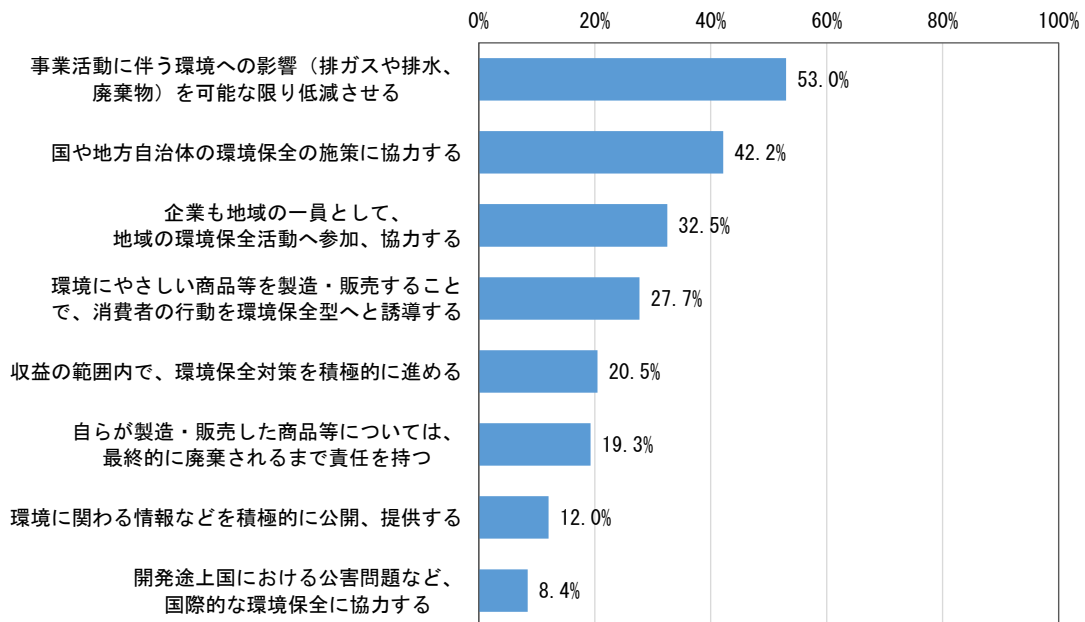
## ③市民・事業者の目線（市民・事業所アンケート調査結果から）

住まい周辺の生活環境について、現状の満足度及び将来の重要度を聞いたところ、生活環境（悪臭や騒音・振動、水質等）については、満足度が高く重要度も高い傾向がみられましたが、交通や不法投棄、水辺の水のきれいさについては、重要度が高いが満足度が低い傾向がみられました。また自然環境については、満足度はその中間的状況で重要度はやや低い傾向がみられました。

また、環境保全に対する企業の役割については、「事業活動に伴う環境への影響（排ガスや排水、廃棄物）を可能な限り低減させる」と回答された事業者が53.0%と最も高くなっています。



周辺の生活環境における現況の満足度と将来の重要度 (市民)



環境保全に対する企業の役割 (事業者)

#### ④環境の課題

##### ✳️地域環境の保全・環境の監視と情報発信

---

- ・大気・水質等については良好な状態にあり、今後も健全な生活環境を維持するために、継続的な監視と発生源への対策に取り組んでいくことが求められます。
- ・新幹線騒音については、環境基準を満たしていない地域もあり、継続的な調査を実施するとともに、適切な対応を行っていくことが求められます。

##### ✳️景観のよいまち・ごみが落ちていないまち

---

- ・まちなみの景観の維持には市民一人一人の意識の向上が不可欠であるため、今後も市民自ら参加するまちづくりを進め、市民の理解と協力が得られるようにしていくことが必要です。

## 2 水と緑の恵みに感謝し、人と自然が共生します【自然環境】

### ①これまでの主な取組

#### ✳️水質汚濁の防止

---

- ・公共用水域の保全のため、生活排水を適切に処理できる公共下水道や合併処理浄化槽の整備を推進しています。

#### ✳️水と緑の保全

---

- ・市内には、北部の高御位山や竜山等の丘陵地、西部の日笠山等の森林が分布し、また、市内に多く点在する市ノ池などのため池には貴重な水生植物相が生息し、自然観察会などが行われています。
- ・市内には石の宝殿のある生石神社や相生の松のある高砂神社など多くの社寺があり、それぞれ樹林や緑地をそなえており、保存樹も多く指定されています。
- ・本市を含む近隣市町村のため池群は、2015（平成 27）年に環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山 500 選」に選定され、多様な植物や生き物に配慮した農地や山林、ため池の形成を目指す取組が進められています。
- ・住民（市民、団体、関係人口等）や事業者の自主的な自然環境保全活動を支援しています。
- ・「田んぼダム」は、通常のせき板に切り欠きを設けた「田んぼダムせき板」を一枚追加して設置することで、洪水時に水をためて、切り欠きから徐々に排水を行う、簡単な洪水調整システムです。市では、「田んぼダム」に取組む農地が増えるように、支援を行っています。

#### ✳️公園や緑地の管理

---

- ・加古川と瀬戸内海に面する本市は、ため池や中小河川等を多く保有しており、親水空間としての役割を果たす公園を有しています。
- ・市民 1 人当たりの都市公園等面積は、横ばいとなっています。
- ・市では、公園や緑地の管理を地域住民や地元団体で行う「アダプトプログラム」を推進しています。

#### ✳️生物多様性の保全

---

- ・県の「ひょうご・企業の森づくり」制度に本市内の事業者も参画しており、本市内にも「三菱重工たかみくらの森」や「住友ゴム GENKI の森」等において、植樹や除草清掃活動が行われています。
- ・海底の底質改善のため、海底耕耘等の取組を進めています。



## ②指標の達成状況

指定保存樹の数は、2017（平成 29）年に所有者から指定解除の申請があったことにより減少しています。今後は現状維持に努めます。

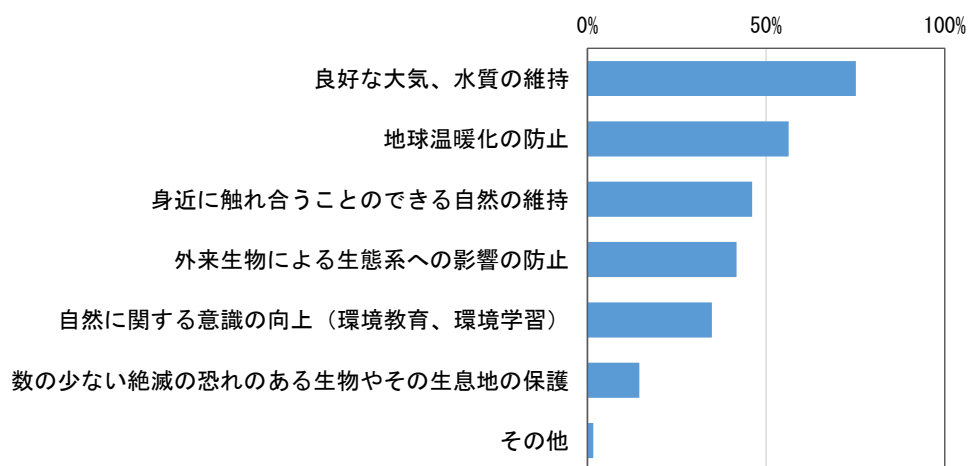
有租地の面積における田・畑・山林の総面積は、農地転用、地目変更により減少しています。将来的にも、宅地化が進むことにより減少が見込まれます。

環境指標	計画策定時 2015 (H27)	望ましい 方向性	進捗状況					評価
			2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	
生活排水処理率	97.6%	↑	97.8	98.4	98.6	98.6%	98.8%	○
指定保存樹の数	19本	↑	17	17	17	17	17	×
有租地の田・畑・ 山林の総面積	4,301千㎡	→	4,275	4,180	4,113	4,055	3,999	×
一人当たりの都市 公園等の面積	15㎡	↑	15	15	15.6	15.6	15.6	○

【評価】○：目標を達成できている  
×：目標を達成できていない

## ③市民・事業者の目線（市民・事業所アンケート調査結果より）

自然と共生していくために重要だと思うことについて聞いたところ、「良好な大気、水質の維持」が最も多く、次いで「地球温暖化の防止」、「身近に触れ合うことのできる自然の維持」となりました。一方、「数の少ない絶滅のおそれのある生物やその生息地の保護」は低く、次いで「自然に関する意識の向上（環境教育、環境学習）」が比較的低い結果となりました。



(回答者数：1,009人)

自然と共生していくために重要なこと（市民）

#### ④環境の課題

##### ✿水質汚濁の防止

---

- ・公共用水域の保全のため、事業所排水や生活排水が適切に処理されることが必要です。今後も、市民や事業者の排水処理が適切に行われるよう、指導、啓発を進める必要があります。

##### ✿水と緑の保全

---

- ・希少な動植物の生息・生育場所を確保するため、継続して自然環境を保護・保全するとともに、外来生物の計画的な駆除等を行っていく必要があります。
- ・健全な水循環の保全のため、雨水の浸透・貯留、涵養能力の保全、効率的な利用が求められています。

##### ✿公園や緑地の管理

---

- ・今後も自然とふれあう空間の整備や活動などを積極的に行い、自然とのふれあいを通じて環境保全の意識を啓発していくように図っていくことが求められます。

##### ✿生物多様性の保全

---

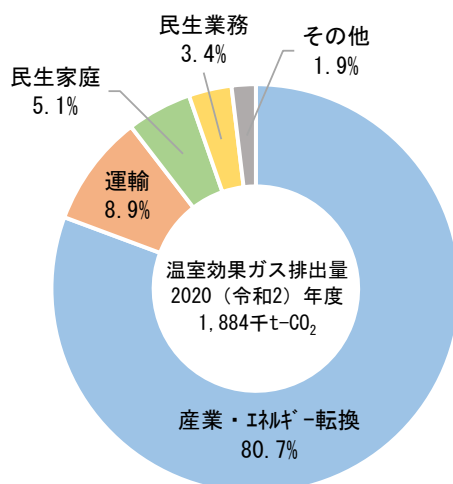
- ・市に生息・生育する動植物に関する情報提供や身近な自然を意識する機会提供を行い、市民が自然環境保全の大切さを認識して、保全活動に積極的に参加するように図っていく必要があります。
- ・「豊かな海」を目指し、海底耕耘等、海底の底質の改善のための取組の推進が必要です。

### 3 持続可能な低炭素社会をつくります【地球環境】

#### ①これまでの主な取組

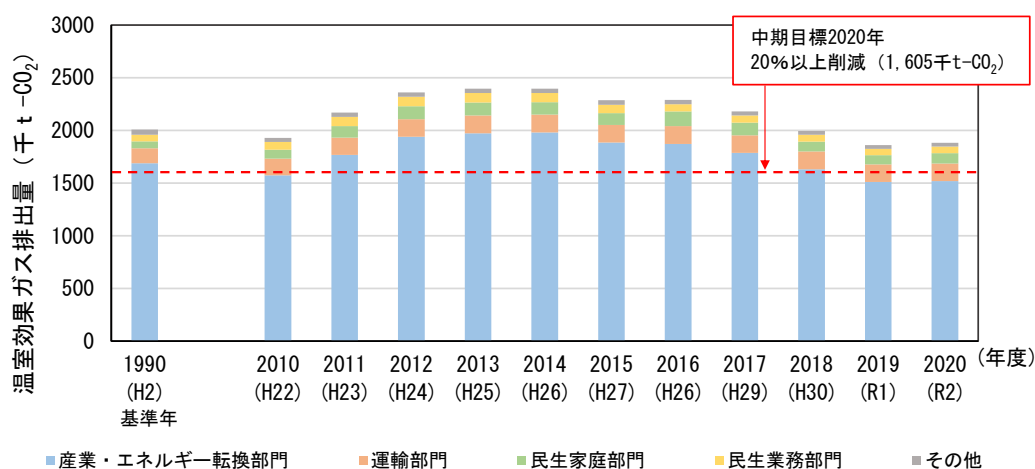
##### ✳温室効果ガス排出抑制・フロン回収

- ・本市では、「たかさご未来エコプラン（高砂市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）」を策定し、市民、事業者、行政が協働し、地球温暖化対策に取り組んでいます。
- ・市域の温室効果ガス排出量は、近年、緩やかな減少傾向にあり、2020（令和2）年度の排出量は1,884千t-CO<sub>2</sub>でした。
- ・部門別にみると2020（令和2）年度は、産業・エネルギー転換部門からの排出量が80.7%と最も割合が高く、次いで、運輸部門から8.9%、民生家庭部門から5.1%、民生業務部門から3.4%となっています。
- ・「高砂市地球温暖化対策地域協議会」を設置し、本市域の日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等に関して、必要な対策などを協議しています。



資料：高砂市環境政策課

部門別温室効果ガス排出量

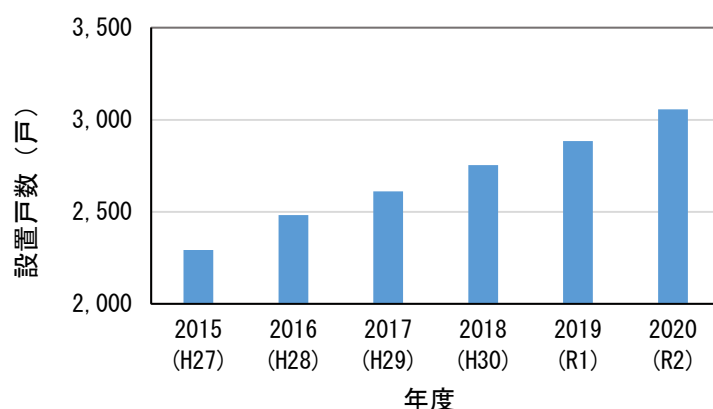


資料：高砂市環境政策課

温室効果ガス排出量の経年変化

## ✿省エネルギー行動のために

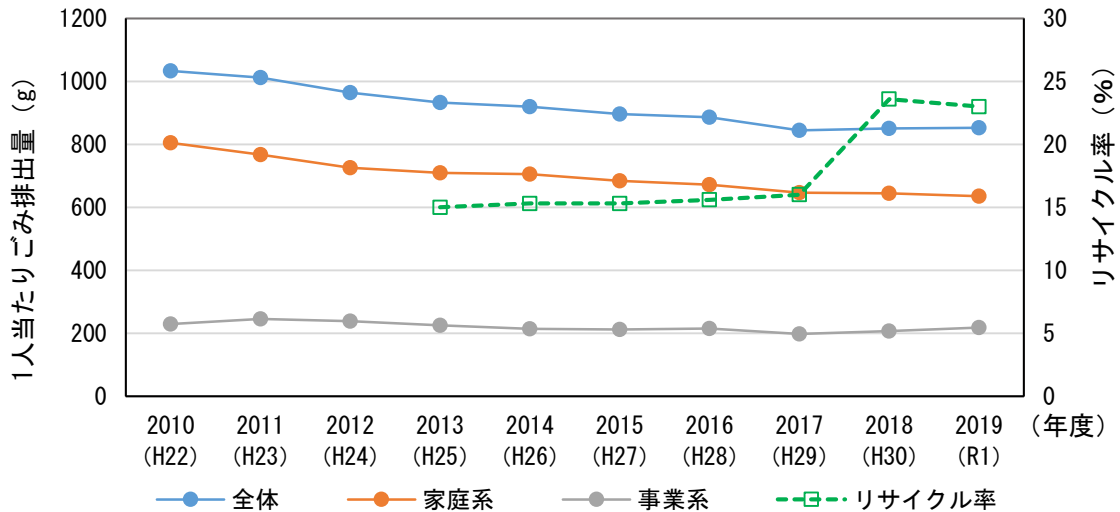
- ・本市では、省エネルギー機器の設置補助を実施し、省エネルギー機器導入を推進しています。
- ・また、防犯灯及び道路照明灯に LED 灯を導入する等の公共施設の省エネ改修や、公用車への低燃費車導入を実施し、本市が率先して地球温暖化対策に取り組んでいます。
- ・市内の保育園、幼稚園、小学校にゴーヤの苗を配布し、緑のカーテンの育成を奨励するなど、省エネルギー行動を推進しています。
- ・市域における FIT 制度による太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数は年々増加しており、今後も推進していくことが求められます。



資料：自治体排出量カルテ（環境省ホームページ）  
固定買取価格取引制度 情報公表用ウェブサイト  
（経済産業省資源エネルギー庁ホームページ）  
FIT 制度による太陽光発電（10kW 未満）設置の導入件数

## ✿廃棄物の減量と再資源化

- ・本市では、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化や資源化に取り組んでいます。
- ・1人あたりのごみ排出量は、2010（平成 22）年度以降減少傾向にありますが、2022（令和 4）年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量（合計）の中間目標値（一般廃棄物処理基本計画）の 813g を達成するためには、引き続き一層のごみ減量化・再資源化の推進が必要です。
- ・1人あたりのごみ排出量の内訳をみると、家庭系ごみは、県平均よりも多く、本市のごみは、家庭から排出されるごみが多い状況です。
- ・リサイクル率は、2019（令和元）年度で 21.7%であり、中間目標である 19.0%を達成している状況です。



注) 2018 (H30) 年度は、焼却灰のセメント原料へのリサイクル及び剪定枝のリサイクル化により、リサイクル率が大きく向上している。

資料：高砂市美化センター計画管理課

### ごみ量の推移

- 本市では、食品ロス削減のため、「たかさご食べきり運動」への協力を呼びかけ、登録された協力店を本市のホームページ等で紹介しています。また、フードドライブの取組も定期的に実施しています。
- 家庭の生ごみの減量化を推進するため、電動式生ごみ処理機購入経費の補助やコンポスト・ダンボールコンポストについての研修や出前講座を行っています。また、広く使用してもらうために、ダンボールコンポストや電動式生ごみ処理機でつくられた堆肥の引取りも行っています。

### ❁ 廃棄物の適正処理の推進

- 本市では、既存のごみ処理施設の老朽化に伴い、加古川市、稲美町及び播磨町の東播 2 市 2 町と、廃棄物処理の広域化を進めてきました。現在、建設中の東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）は 2022（令和 4）年 4 月から本格的に稼働する予定です。
- 本市では、新たなリサイクルの取組、適正処理などを目的に、市役所本庁や各地区公民館、協力店などに専用の回収ボックスを設置し、使用済小型電子機器、蛍光灯、水銀体温計・水銀血圧計、廃乾電池・ボタン電池、使い切りライターの拠点回収を実施しています。
- 地域の自治会等が行う資源物の集団回収運動を奨励しています。2020（令和 2）年度は 99 団体が集団回収運動を行い、合計 1,308 トンの資源物がリサイクルされました。しかし、集団回収量は年々減少傾向にあります。

## ②指標の達成状況

- ・市域全体の温室効果ガス排出量は、電力供給量の減少及び電気排出係数の改善により減少しています。
- ・太陽光発電設置戸数は、非公開ですが、FIT 制度による導入件数は年々増加しています。
- ・高効率給湯器設置戸数は、家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置補助制度の影響もあり、実績数は増加しています。
- ・経営耕地面積は、耕作者の高齢化と担い手不足により、増加の見込みは低いと考えられます。
- ・ごみの排出量は、基準年からは減少していますが、燃えないごみ、粗大ごみの増加及び事業系ごみの剪定枝ヤードへの自己搬入の増加のため、前年度からは増加しています。
- ・リサイクル率は、基準年からは増加していますが、紙類の減少により、前年度からは減少しています。

環境指標	計画策定時 2015 (H27)	望ましい 方向性	進捗状況					評価
			2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	
市域全体の温室効果ガス排出量	2,279千t-CO <sub>2</sub>	↓	2,289	2,180	1,996	1,861	1,884	
住宅用太陽光発電設置戸数	2,600戸 (2,292)	↑	(2,482)	(2,611)	(2,754)	(2,884)	(3,057)	○*
高効率給湯器設置戸数	10,050戸	↑	10,760	11,465	12,142	12,711	13,189	
経営耕地面積	11,320a	→	10,123	10,123	10,123	10,123	7,332	×
1人1日あたりのごみ排出量(集団回収量を含む)**	920g	↓	896	886	845	851	853	○
リサイクル率**	15.30%	↑	15.6	16.0	23.6	23.0	21.7	○

【評価】○：目標を達成できている

×：目標を達成できていない

\*住宅用太陽光発電設置戸数については、2016(平成28)年度からの電力自由化に伴いデータは非公開ですが、実績は↑であることを確認しています。

( ) 内に示す数値は、環境省による「令和元年度自治体排出量カルテ」及び経済産業省による「固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト」に示すFIT制度による区域内太陽光発電（10kW未満）設備の導入件数を参考として掲載しています。

\*\*「1人1日あたりのごみ排出量（集団回収量を含む）」及び「リサイクル率」は、前年度の実績値を用いて評価をしています。

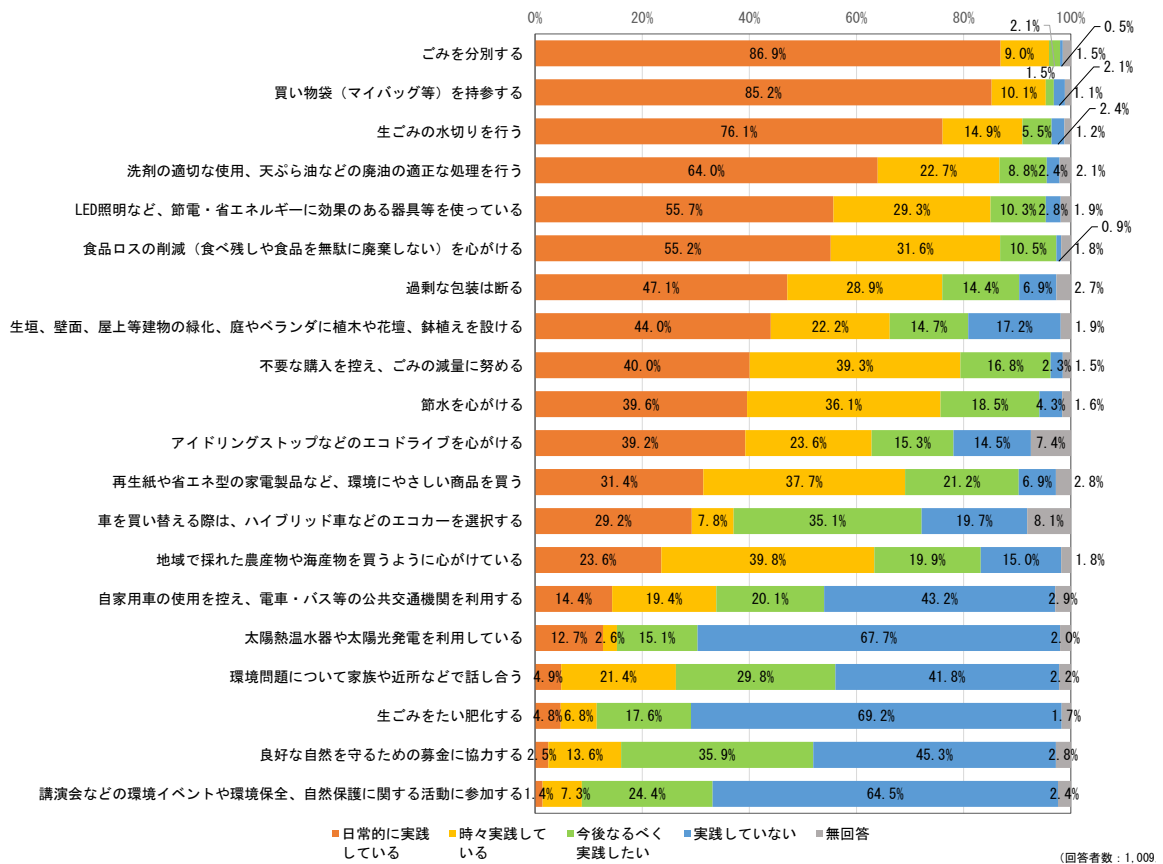
## ③市民・事業者の目線（市民・事業所アンケート調査結果より）

地球環境保全のための取組の実施状況について聞いたところ、「買い物袋（マイバッグ等）を持参する」、「ごみを分別する」に関しては、8割近くが「日常的に実践している」と答えています。また、「生ごみをたい肥化する」、「講演会などの環境イベントや環境保全、自然保護に関する活動に参加する」、「太陽熱温水器や太陽光発電を利用している」については、半数以上が「実践していない」と回答しました。

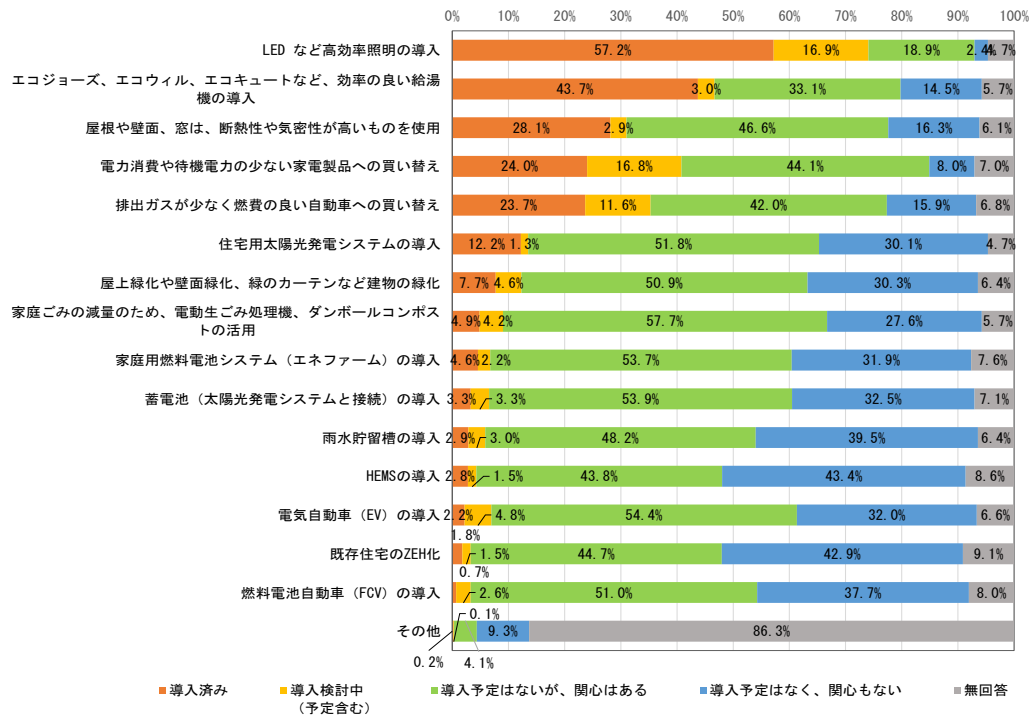
省エネ設備や再生可能エネルギーの導入状況については、市民、事業者ともに最も多く「導入済み」と答えられたのが「LEDなど高効率照明の導入」でした。市民では、「家庭ごみの減量のため、電動生ごみ処理機、ダンボールコンポストの活用」、「電気自動車（EV）の導入」、「燃料電池自動車（FCV）の導入」、「家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導

入]、「蓄電池（太陽光発電システムとの接続）の導入」、「HEMSの導入」等については、「導入予定はないが関心はある」が半数を超えており、関心が高い様子がうかがえます。

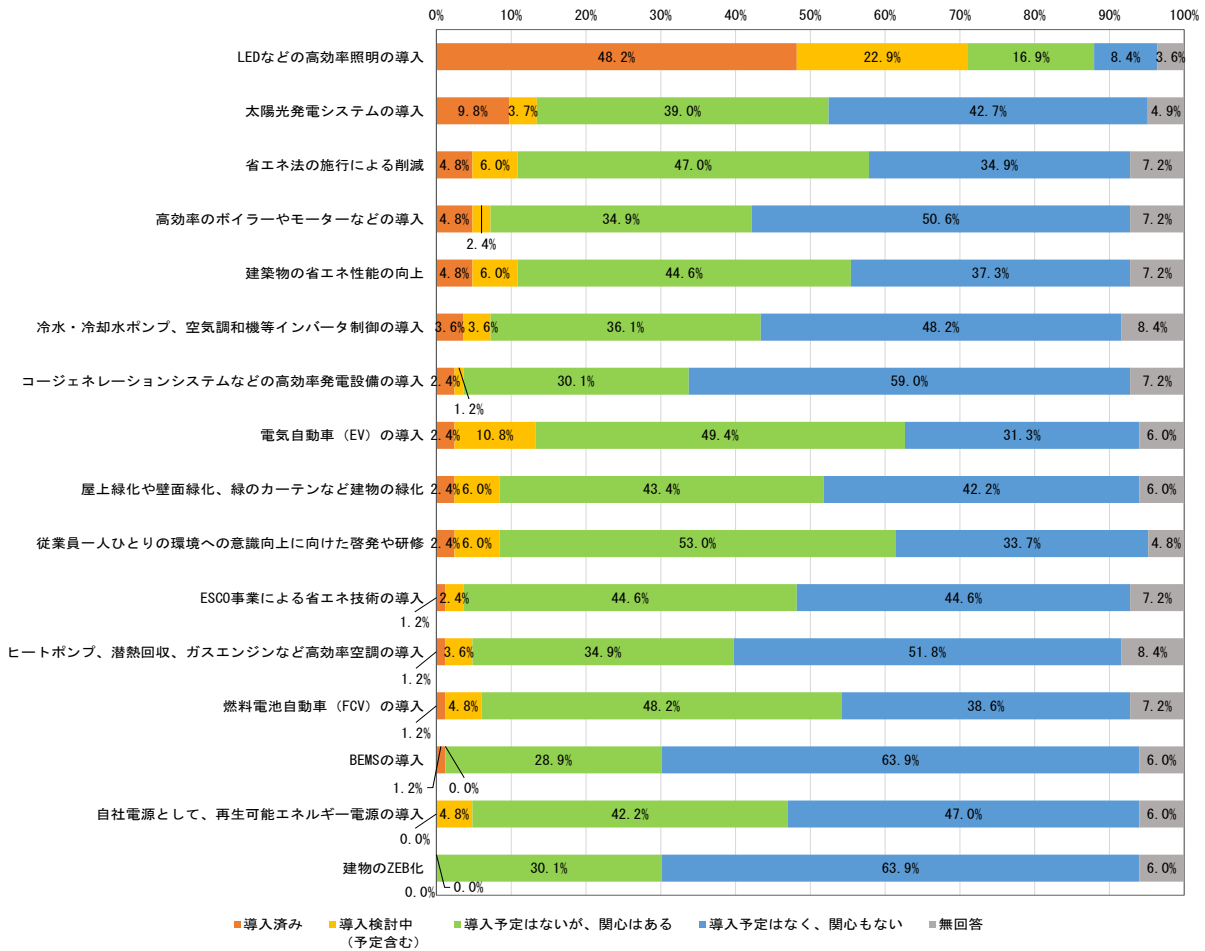
また、事業者においても、「電気自動車（EV）の導入」、「燃料電池車（FCV）の導入」、「ESCO事業による省エネ技術の導入」、「建築物の省エネ性能の向上」等については、「導入予定はないが、関心はある」が4割を超えており、導入促進に向けた情報発信や支援の検討が求められます。



地球環境の保全に関する取組の実施状況（市民）



省エネ・再エネ設備の導入状況（市民）



省エネ・再エネ設備の導入状況（事業者）



#### ④環境の課題

##### ✿温室効果ガス抑制・フロン回収

---

- ・これまでの省エネルギー・再生可能エネルギー設備・機器に関する情報提供や普及啓発を推進するとともに、新しい技術を活用した取組についても普及啓発を進めていく必要があります。
- ・COOL CHOICE など誰もが実践できる省エネルギー活動を家庭や事業所に普及啓発し、環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルの促進を図ることが必要です。
- ・将来的な脱炭素に向け、市民・事業者・市は、これまで以上に意識を高め、取組を加速していく必要があります。

##### ✿省エネルギー行動

---

- ・公共交通機関や自転車の利用について、利用環境の充実等に努めていくことが必要です。
- ・市内循環バス車両や営業車両の入れ替え時に電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の導入を図るとともに、充電設備、水素ステーション等の整備など、事業者とも協力した低炭素化の推進が求められます。

##### ✿地産地消の促進

---

- ・農地の転用が進んでおり、農地の維持管理、保全が求められます。

##### ✿廃棄物の減量と再資源化

---

- ・ごみの排出量は減少していますが、更なるごみ量削減に向けたごみの発生抑制（Reduce）及び再使用（Reuse）の2Rの推進に力を入れ、資源の有効利用や意識啓発を行っていく必要があります。
- ・プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた、マイバッグキャンペーンや事業者と協力した取組の推進が求められます。
- ・海洋プラスチック対策として生分解性プラスチックの導入促進（代替素材への転換）が求められます。

##### ✿廃棄物の適正処理の推進

---

- ・ごみ処理施設の延命化を計画的に進めるとともに、産業廃棄物の適正処理や不法投棄等の対策を推進することが求められます。

## 4 学びを通じ、環境行動力を育みます【環境学習】

### ①これまでの主な取組

#### ✳事業における環境保全活動

- ・本市では、ごみ処理事業や上下水道事業について、広く市民に情報提供を行い、施設等の見学を受け入れることで、環境についての関心が高まるよう取組んでいます。

#### ✳学校等での学習

- ・本市では、小学校・幼稚園等における環境に関する授業、行事等の取組を推進しています。アサリ稚貝の放流体験やダンボールコンポストを使ったリサイクル体験学習などを実施しています。
- ・「エコ教室」として事業者が学校等において授業が実施できる制度を準備し、学校での環境学習の実施を斡旋<sup>あつせん</sup>しています。

#### ✳環境理解の推進

- ・自然観察会を実施し、本市の自然環境に対して考える機会を提供しています。
- ・「ぼくらの向島作戦」と称し、高砂海浜公園の漂着アオサ清掃活動を実施しています。
- ・本市では広報誌やホームページ、フェイスブック等において、本市の取組や地球温暖化対策、環境保全対策等、環境に関する情報発信を行っています。
- ・広報誌において、環境に関する用語を「エコラム」として紹介し、環境への意識啓発を行っています。

### ②指標の達成状況

- ・今後も継続して、情報発信・啓発を行い、学習機会の増加を目指します。

<市・中学校等が実施する環境に関する行事・環境体験授業の実施数>

環境指標	計画策定時 2015(H27)	望ましい 方向性	進捗状況					評価
			2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	
生活環境に関する こと	54項目	↑	56	48	52	61	45	○
自然環境に関する こと	70項目	↑	108	128	119	102	77	○
地球環境に関する こと	47項目	↑	58	53	64	59	32	○

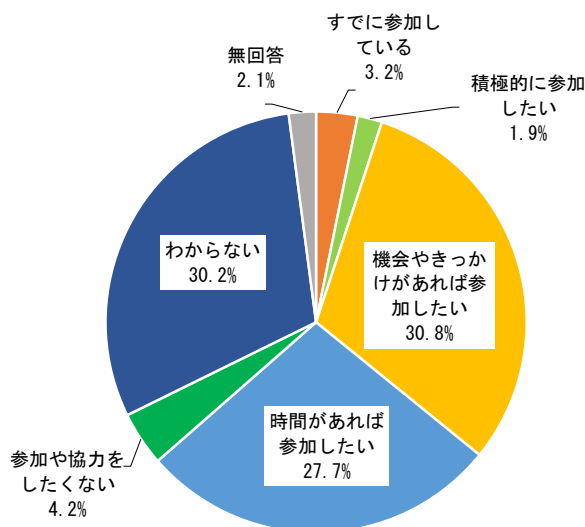
【評価】○：目標を達成できている

×：目標を達成できていない

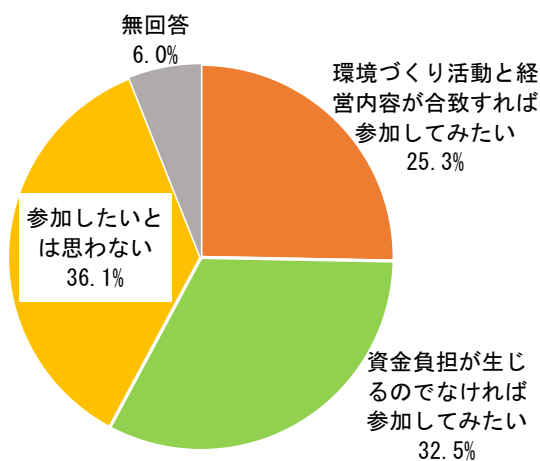
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020（令和2）年度の実施数は減少している。

### ③市民・事業者の目線（市民・事業所アンケート調査結果より）

環境保全活動や環境学習の参加状況について聞いたところ、「すでに参加している」と答えた市民は3.2%と低いものの、「積極的に参加したい」、「機会やきっかけがあれば参加したい」、「時間があれば参加したい」が半数以上を占めていました。また、事業者では、「環境づくり活動と経営内容が合致すれば参加してみたい」、「資金負担が生じるのでなければ参加してみたい」が半数以上を占めており、いずれも参加への意欲は高い傾向にあるといえます。



環境保全活動や環境学習への参加の意思（市民）



環境保全活動や環境学習への参加の意思（事業者）

#### ④環境の課題

##### ✿事業における環境保全活動

---

- ・市民や子どもたちの環境意識の向上を図るため、市民が参加する環境活動を今後も推進していく必要があります。

##### ✿学校等での学習

---

- ・企業・団体と協力して市内小・中学校等を対象とした「エコ教室」の実施を今後も推進していく必要があります。

##### ✿環境理解の推進

---

- ・現在の情報発信を継続して行うとともに、幅広い世代に向けた情報提供を推進していく必要があります。
- ・様々な環境保全活動を実施するとともに、市民や事業者の参加を推進するため、情報提供や意識啓発を行っていく必要があります。
- ・市役所自らが事業者・消費者として率先して環境に配慮した行動を実践し、環境に低負荷なビジネススタイルを推進する必要があります。